附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十号

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十一号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千五百円」を「四万六千四百円」に改める。

第二十三条の表の下欄中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に、「三万三千七百円」に、「二万四千九百円」を「二万四千八百円」に、「二万二千九百円」を「二万二千八百円」に改める。

第二十四条中「六十五万千円」を「六十五万六千円」に改める。

第三十四条第一号中「六十二円四十一銭」を「六十一円三銭」に改める。

別表第五の下欄中「二千五十二円三十四銭」を「千七百九十八円二十一銭」に、「千三百八十八円三十五銭」を「千二百十六円四十四銭」に、「千二百六十七円六十二銭」を「千百十円六十六銭」に、「千二百七円二十六銭」を「千五十七円七十七銭」に、「九百五円四十五銭」を「七百九十三円三十三銭」に、「百三十四円十四銭」を「百十七円五十三銭」に改める。

附　則

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　平成二十四年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十三年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

予防接種法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十二号

予防接種法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十三条第一項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十一条、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第二号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同項第三号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第四号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同条第二項中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改める。